

和歌山市における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に 係る特例入所の要件及び関係書類について

○制度の概要

介護保険法の改正に伴い、平成27年4月1日以降、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下、「施設」という。）については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることとなります。そのため、施設への入所に関しては、原則要介護3以上の要介護者が対象となりますが、要介護1又は2の要介護者でやむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合は、特例として入所が認められています。特例で入所する場合には、施設が和歌山市に対し報告を行うとともに、要件に該当するか否かを判断することとなります。

○特例入所の対象者及び要件

・要介護1又は2の要介護者で、以下のいずれかのやむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

○特例入所の入所申込から入所までの手続きの流れ

1 入所申込

施設は特例入所に係る入所申込の場合があった場合は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてのやむを得ない事由について、その理由などの必要な情報の記載を申込みに際し求める。

2 受付簿の管理

施設は、入所申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理する。

3 和歌山市に報告書を提出

施設は、和歌山市に対して下記の書類を提出する。

【提出書類】

- 1)「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の特例入所に係る報告書兼意見書」(以下「報告書」という。)
- 2)指定介護老人福祉施設等入所申込書(写)
- 3)指定介護老人福祉施設等入所調査票(写)

【注意事項】

- ①2及び3に関しては、施設で独自に様式を作成しているものでも可。
- ②緊急で要介護1又は2の要介護者の入所が必要な場合は(和歌山市指定介護老人福祉施設等入所指針8 特別の事由による入所)、和歌山市に報告書を提出する前に施設の判断で入所を決定してください。ただし、入所後、和歌山市に対し報告書を提出して下さい。
- ③入所決定は、結果送付後となりますので、余裕をもって提出してください。ただし、緊急に入所が必要な場合はこれに限りません。
- ④住所地特例により、他市の施設に入所している場合も同様の手続きを行って下さい。

4 結果通知

和歌山市は、提出された書類を確認し、可否を判断したうえで、結果を施設に通知する。

5 選考者名簿の調整

施設は、「和歌山市指定介護老人福祉施設等入所指針」に基づき、選考者名簿を調整する。

6 入所検討委員会

施設は、入所申込者が特例入所の要件に該当するかを検討した上で「和歌山市指定介護老人福祉施設等入所指針」に基づき、入所検討委員会を開催し、再度選考者名簿を調整する。

7 入所決定

○ 和歌山市に報告が必要な事例について

- ・和歌山市から、特例入所に係る結果通知が施設に到着してから、**3カ月**を超えて入所決定を行う場合、もしくは、3カ月を超えなくとも、「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について報告書提出時から変更が生じた場合には、入所検討委員会までに、再度和歌山市に対して報告書を提出してください。
- ・入所判定時には要介護3であった要介護者が、**入所日の前日に要介護度が1又は2に変更した場合は**、和歌山市に対して報告書を提出してください。
- ・平成27年4月1日以降に入所した要介護3以上の要介護者が、要介護1又は2に変更となった場合は、和歌山市に対して報告書を提出してください。
- ・現に入所している要介護1又は2の要介護者が入院等により一旦退所し、退院後にもとの施設への再入所を希望した場合、**新規入所者として**和歌山市に対して報告書を提出してください。
- ・既に入所申込みをしており、平成27年4月1日以降に入所予定をしている要介護1又は2の要介護者に関しても特例入所の判定が必要です。報告書の受付は平成27年3月16日以降とさせていただきます。

○ 経過措置について

平成27年3月31日時点で入所している方に関しては、引き続き入所が可能です。また、平成27年3月31日時点で入所している方の要介護度が1又は2に変更となった場合も、引き続き入所が可能です。(和歌山市に報告不要)

○ 入所の申込みについて

特例入所の要件に該当しない要介護1又は2の要介護者に関しては、受付し、「受付簿」に登載していただくことは可能ですが、「特例入所対象者」として、「選考者名簿」に調整していただくことはできません。

○申請先及びお問い合わせ先

和歌山市役所 介護保険課 給付班

電話 073-435-1190

FAX 073-435-1296

平成27年2月